

第4回臨時会 12/4

菓子製造施設の貸付けは継続審査に

旧一の橋小学校 菓子製造施設に整備

◆企業に対する施設の貸付けについて

「下川町における持続可能な開発目標を達成するための町外事業者との連携協定に基づき整備する工場」として、下川町郷土資料展示保存施設（旧一の橋小学校）の一部を菓子製造工場へ改修し、下川町企業立地促進条例6条の規定に基づき、企業へ貸付けするもの。

SDGs 未来都市計画の推進と持続可能な地域社会の実現に向けて連携協定を締結した、(株)ベルシステム24ホールディングス、(一社)ラ・バルカグループと下川町の3者が、下川町郷土資料展示保存施設（旧一

の橋小学校）の余裕スペースを活用して、障害者等の多様な人材を雇用した菓子製造事業に取り組むもので、一の橋地区のNPO法人や一般社団法人が現地法人を設立し、委託契約に基づき菓子製造を行う。

貸付けする企業は、(株)ベルシステム24ホールディングスで下川町郷土資料展示保存施設の一部、延床面積1,146㎡の内、139.89㎡を予定している。

▼総務産業常任委員会に付託され、審査の結果「継続審査」するべきものと決定した。
※一般会計補正予算（第4号）については、この事業に係る経費を削除して修正し可決。

総務産業常任委員会審査 第4回定例会(12月28日) 総務産業常任委員会 中間報告 委員意見

○ 運営の枠組みについて最善の方法があるのではないかと、現地法人の設立が明確でない。
○ 物品を購入し貸付する予定だが、法的根拠が明確でない。
○ 以前貸付けした事例との整合性がどうか
○ 企業立地条例を根拠とすべきものなのか
○ 本事業目的表現では地域への配慮が欠けている点がある。
○ 事業収支計画等の提示がなのまま判断しななければならない。

○ 本事業は、新たな産業による集落の活性化、障がい者雇用を促進することからも大変有意義な事業であり否定するものではなく、推進すべきものである。

○ 主体となる現地法人の意向、意思を踏まえ、意欲が助長されるように最善、最適な仕組みを再構築する必要がある。
○ 工場・事業等の最適化を図るため、さらに議論を深める必要がある。

○ 三者協定をさらに強固なものとして、現地法人との連携の強化に努めていただきたい。

これらを踏まえ、継続審査とする。

平成30年第4回定例会に提出された議案と結果

件名	結果
○ 企業に対する施設等の貸付けについて	継続審査
○ 損害賠償の額を定めることについて (441,466円) ※総合福祉センターハピネスに駐車している車両を草刈り作業で傷つけたもの	可決

平成30年度補正予算

会計	補正額	補正後の額	主な補正内容	結果
○ 一般会計 (第4号)	220万円	50億2,593万円	低炭素設備導入委託料(確定減額) バルクリースによる低炭素設備導入事業	修正可決
○ 特別会計 介護保険(第3号) (サービス事業勘定)	22万円	3億6,135万円	バルクリースによる低炭素設備導入事業	可決

※○町長提出議案